

工事費内訳書作成の要領等

この入札では、次により工事費内訳書を作成の上、提出していただくことが必要となります。

なお、工事費内訳書を提出しない場合、入札を無効とします。また、内容に不備がある場合は、入札を原則無効とするので注意してください。

1 工事費内訳書の記載内容

少なくとも次に掲げる項目について記載してください。

建築関係工事用
(1) 直接工事費 数量書に掲げる工種別科目ごとの金額及び直接工事費の合計を記載する。
(2) 共通仮設費
(3) 純工事費（直接工事費と共通仮設費の合計）
(4) 現場管理費
(5) 一般管理費
(6) 諸経費（現場管理費と一般管理費の合計）
(7) 工事価格（純工事費と諸経費の合計）
(8) 消費税相当額
(9) 請負工事費（工事価格と消費税相当額の合計）

2 工事費内訳書は入札書を提出する際に、担当者に直接提出してください。表紙は不要です。

3 その他留意事項

再度入札の際は、工事費内訳書の提出は不要です。